第八十四条第三項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第九十四条第一項第一号中「定款」を「業務規程」に改める。

第九十五条中「第百五十五条第一項」を「第百五十六条第一項」に、「定款」を「業務規程」に改める。

第九十七条第一項中「であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるもの」を削る。

第百二条中「から第三号まで」の下に「及び第五号」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

第百二条に次の二項を加える。

2　前項第九号に掲げる事項については、商品取引所は相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずることができる旨を定めなければならない。

3　株式会社商品取引所の業務規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間（商品市場（第百五十六条第五項第二号に規定する期限付商品市場を除く。）における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。）が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。）を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。

第百十六条中「、商品市場における取引に関し」を削り、同条第一号中「上場商品」を「商品市場における取引に関し、上場商品」に改め、同条第二号中「仮装」を「商品市場における取引に関し、仮装」に改め、同条第三号中「自己」を「商品市場における取引に関し、自己」に改め、同条第四号中「単独で」を「商品市場における取引に関し、単独で」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「商品市場」を「商品市場における取引に関し、商品市場」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買その他の取引をすること。

第百十八条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「会員等に対し、商品市場における取引又はその受託を制限する」を「次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める事項を命ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　会員等　商品市場における取引又はその受託の制限

二　商品取引所　当該商品取引所の開設する商品市場における相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずること、取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

三　商品取引清算機関　取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

第百三十一条の六中「第二百十三条第一項第二号及び第三号」を「第二百十三条第一項第二号」に改める。

第百四十五条第二項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第百四十六条第三項中「定款」の下に「（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）」を加える。

第百五十五条第三項第二号中「商品取引所」を「会員商品取引所」に改め、同項第三号中「廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ」を「範囲変更期間が定められているものを除く」に、「若しくは商品市場の開設期限」を「、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に改め、同項第四号中「期限付商品市場」を「商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場」に、「若しくは商品市場の開設期限の変更に」を「、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に」に改め、同号イ中「若しくは商品市場の開設期限」を「、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「第八十条第一項第六号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「主務大臣は、」の下に「会員商品取引所についての」を加え、「、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号」を「並びに第三項第四号イ及びロ（同条第一項第四号」に改め、「、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）」を削り、「商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限までの間」を「会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間」に改め、同条第六項中「第一項の」を「会員商品取引所についての第一項の」に改め、同項第一号中「若しくは第八十一条第一項第三号」を削り、「商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限」を「会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に改め、同項第二号中「期限付商品市場の」を「商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の」に、「商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限」を「会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に、「又は商品市場の開設期限」を「、商品市場の開設期限又は範囲変更期間」に改める。

第百五十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、業務規程の軽微な変更であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

第百五十六条第四項を削り、同条第三項中「申請」の下に「（株式会社商品取引所の業務規程に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　商品取引所は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第百五十六条に次の五項を加える。

5　主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）　第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二　期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの　次に掲げる基準

イ　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ　第八十条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準

三　商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものを除く。）又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの　第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準